

休暇に入った月から遡って12か月以内に、
標準報酬月額の変更があった場合のみ提出

傷病手当金算定に用いる「12か月平均標準報酬月額計算シート」

例のシートを参考に  を入力して、ご使用ください。

年															
月															
標準報酬 月額															

← 支給開始月までの月と
← 標準報酬を入力する

↑ 支給開始月

¥0 ÷ 12											
¥0 ÷ 12											
¥0 ÷ 12											
¥0 ÷ 12											
¥0 ÷ 12											

月	0
月	0
月	0
月	0
月	0

「報酬支給額証明書」の下欄
(支給額算定調書の標準報酬)
へ入力する額※

※「報酬支給額証明書」は療養開始月から必要となります。初回支給開始時までの各月入力額は、上記の表を参考に算出し

「報酬支給額証明書 の支払額算定調書(1)」へ転記ください。

ただし、支給開始月以降は、同一傷病での傷病手当金算定には初回支給時の 0円 が基礎額として用いられますので

「報酬支給額証明書 の支払額算定調書(1)」へ転記ください。

請求開始時。以後
の請求には、この
標準報酬を使用す
る。

休暇に入った月から遡って12か月以内に、
標準報酬月額の変更があった場合のみ提出

例1 8月から療養開始
12月から傷病手当金支給開始

傷病手当金算定に用いる「12か月平均標準報酬月額計算シート」

例のシートを参考に を入力して、ご使用ください。

年	△年												○年			
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
標準報酬月額	¥470,000	¥470,000	¥470,000	¥470,000	¥470,000	¥470,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000

← 支給開始月までの月と
← 標準報酬を入力する
↑ 支給開始月

9月から8月分の標準報酬の合計金額が自動計算される

¥5,820,000 ÷ 12

¥5,850,000 ÷ 12

¥5,880,000 ÷ 12

¥5,910,000 ÷ 12

¥5,940,000 ÷ 12

○.8月	485,000
○.9月	487,500
○.10月	490,000
○.11月	492,500
○.12月	495,000

「報酬支給額証明書」の下欄
(支給額算定調書の標準報酬)
へ入力する額※

※「報酬支給額証明書」は療養開始月から必要となります。初回支給開始時までの各月入力額は、上記の表を参考に算出し「報酬支給額証明書 の支払額算定調書(1)」へ転記ください。

ただし、支給開始月以降は、同一傷病での傷病手当金算定には初回支給時の **495,000円** が基礎額として用いられますので「報酬支給額証明書 の支払額算定調書(1)」へ転記ください。

請求開始時。以後の請求には、この標準報酬を使用する。

傷病手当金算定に用いる12か月平均標準報酬月額

◎例を参考に を入力して、ご使用ください。

例 2 4月に採用
6月から療養開始
10月から傷病手当金支給開始

年 月 標準報酬 月額	令和5年					令和6年														
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月					
									¥410,000	¥410,000	¥410,000	¥410,000	¥410,000	¥410,000	¥410,000					
																↑ 療養開始月	↑ 支給開始月			
																¥1,230,000 ÷ 3		報酬支給額証明書へ 入力する額※		
																¥1,640,000 ÷ 4			R6.6月	¥410,000
																¥2,050,000 ÷ 5			R6.7月	¥410,000
																¥2,460,000 ÷ 6			R6.8月	¥410,000
																¥2,870,000 ÷ 7			R6.9月	¥410,000
																		R6.10月	¥410,000	

※「報酬支給額証明書」は療養開始月から必要となります。初回支給開始時までの各月入力額は、上記の表を参考に算出し「報酬支給額証明書 の支払額算定調書(1)」へ転記ください。

ただし、支給開始月以降は、同一傷病での傷病手当金算定には初回支給時の

410,000円

 が基礎額として用いられますので「報酬支給額証明書 の支払額算定調書(1)」へ転記ください。

傷病手当金算定に用いる12カ月平均標準報酬月額

◎例を参考に を入力して、ご使用ください。

例3 7月から療養開始

10月31日退職

11月から傷病手当金支給開始(組合員期間1年以上あり支給要件を満たすため)

年 月 標準報酬 月額	令和5年						令和6年											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
	¥240,000	¥240,000	¥240,000	¥240,000	¥240,000	¥240,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥300,000	¥320,000	¥320,000	¥320,000

↑ 療養開始月

↑ 10.31退職

↑ 支給開始月

	¥3,360,000 ÷ 12
	¥3,360,000 ÷ 12
	¥3,440,000 ÷ 12
	¥3,520,000 ÷ 12
	¥3,520,000 ÷ 12

報酬支給額証明書へ 入力する額※	
R6.7月	¥275,000
R6.8月	¥280,000
R6.9月	¥286,667
R6.10月	¥293,333
R6.11月	¥293,333

※「報酬支給額証明書」は療養開始月から必要となります。初回支給開始時までの各月入力額は、上記の表を参考に算出し「報酬支給額証明書 の支払額算定調書(1)」へ転記ください。

ただし、支給開始月以降は、同一傷病での傷病手当金算定には初回支給時の

293,333円

が基礎額として用いられますので「報酬支給額証明書の支払額算定調書(1)」へ転記ください。